

年 発 第 0810001 号

平成 17 年 8 月 10 日

地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省年金局長

（公印省略）

「確定拠出年金制度について」の一部改正について

国民年金法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 104 号）により、確定拠出年金法（平成 13 年 6 月 29 日法律第 88 号）の一部が改正され、これに伴い確定拠出年金法施行令（平成 13 年 7 月 23 日政令第 248 号）、確定拠出年金法施行規則（平成 13 年 7 月 23 日厚生労働省令第 175 号）が改正され、平成 17 年 10 月 1 日から施行されることに伴い、確定拠出年金法等の法令に関する解釈を定めた「確定拠出年金制度について」（平成 13 年 8 月 21 日年発第 213 号）の別紙「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」を下記のとおり改正し、平成 17 年 10 月 1 日から適用することとしたので、事業主等の関係者に対し別紙の内容について十分な説明や適正な指導等を期せられたい。

記

「確定拠出年金制度について」の別紙「確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」の一部を次のように改正する。

第 1 中「1～4」を「1～5」に、「5の」を「6の」に改め、第 1 の 5 を第 1 の 6 とし、第 1 の 4 の次に次のように加える。

5 . 厚生年金基金等からの脱退一時金相当額等の移換に関する事項

厚生年金基金及び確定給付企業年金の脱退一時金相当額並びに企業年金連合会の

年金給付等積立金若しくは積立金（以下「脱退一時金相当額等」という。）の移換に関する事項として、企業型年金規約には、個人別管理資産に充てる移換額、加入者等が通算加入者等期間に算入すべき算定基礎期間の範囲を記載するものとする。

第2の1（1）中「資産の運用に関する情報提供に係る業務」を「投資教育」に、「情報提供業務」を「投資教育」に、「情報提供を」を「投資教育を」に改める。

第2の1（2）中「資産の運用に関する情報提供に係る業務」を「投資教育」に改める。

第2の4の見出し中「資産の運用に関する情報提供と、」を「投資教育と」に改める。

第2の4（1）中「上記2に掲げる資産の運用に関する情報を加入者等に提供する」を「上記3に掲げる投資教育を加入者等に行う」に改める。

第2の4を第2の5とする。

第2の3（1）の見出しを次のように改める。

（1）投資教育を行う事業主等は、次に掲げる方法により、加入者等に提供すること。

第2の3（1）中「資産の運用に関する情報提供」を「投資教育」に改める。

第2の3（1）中「情報提供」を「投資教育」に改め、「速やかにそれに対応すること。」の次に次のように加える。

特に、加入後の投資教育においては、加入者等の知識等に応じて、個別・具体的な質問、照会等が寄せられることから、コールセンター、メール等による個別の対応に配慮することが望ましい。

また、テーマ等を決めて、社内報、インターネット等による継続的な情報提供を行うことや、既存の社員研修の中に位置付けて継続的に実施することも効果的である。

確定拠出年金制度に対する関心を喚起するため、公的年金制度の改革の動向や他の退職給付の内容等の情報提供を合わせて行うことにより、自らのライフプランにおける確定拠出年金の位置づけを考えられるようにすることが効果的である。

第2の3（2）中「資産の運用に関する情報提供」を「投資教育」に、「各企業型年金加入者」を「投資教育の内容・方法、実施後の運用の実態、問題点等、投資教育の実施状況を把握するよう努めること。また、加入者等」に、「協力することが望ましいこと。」を「協力することが望ましい。加入後の投資教育についても、その重要性に鑑み、できる限り多くの加入者等に参加、利用の機会が確保されることが望ましい。」に改め

る。

第2の3を第2の4とする。

第2の2の見出し中「情報すべき具体的な」を「提供すべき具体的な投資教育の」に改める。

第2の2(1)中「資産の運用に関する情報提供に係る業務を行う事業主等は、少なくとも、次に掲げる事項を、制度への加入時及び加入後の個々の加入者等の必要性に応じて加入者等に情報提供すること。」を次のように改める。

投資教育を行う事業主等は、2で述べたように、加入時及び加入後の投資教育の目的、性格等に応じて、(3)に掲げる事項について、加入時、加入後を通じた全般の計画の中で、加入者等が的確かつ効果的に習得できるよう、その内容の配分に配慮する必要がある。

また、事後に、アンケート調査、運用の指図の変更回数等により、目的に応じた効果の達成状況を把握することが望ましい。

第2の2(2)を第2の2(4)とする。

第2の2(1)ア中「概要」の次に「、改正等の動向」を加える。

第2の2(1) から までを第2の2(3) から までとし、見出しとして次のように附す。

(3) 具体的な内容

第2の2を第2の3とする。

第2の3(1)の次に次のように加える。

(2) 特に、加入後の投資教育においては、次のような事項について配慮すること

運用商品に対する資産の配分、運用指図の変更回数等の運用の実態、コールセンター等に寄せられた質問等の分析やアンケート調査により、対象となる加入者等のニーズを十分把握し、対象者のニーズに応じた内容となるよう、配慮する必要がある。

なお、運営管理機関は制度の運用の実態等を定期的に把握・分析し、事業主に情報提供するとともに、必要な場合には投資教育に関する助言をするよう努めること。

基本的な事項が習得できていない者に対しては、制度に対する関心を喚起するよう十分配慮しながら、基本的な事項の再教育を実施すること。また、加入

者等の知識及び経験等の差が拡大していることから、より高い知識及び経験を有する者にも対応できるメニューに配慮することが望ましい。

具体的な資産配分の事例、金融商品ごとの運用実績等の具体的なデータを活用すること等により、運用の実際が実践的に習得できるよう配慮することが効果的である。

第2の1の次に次のように加える。

2. 加入時及び加入後の投資教育の計画的な実施について

(1) 加入時には、実際に運用の指図を経験していないことから、確定拠出年金制度における運用の指図の意味を理解すること、具体的な資産の配分が自らできること及び運用による収益状況の把握ができることを主たる目的として、そのために必要な基礎的な事項を中心に教育を行うことが効果的である。事業主等は過大な内容や時間を設定し、形式的な伝達に陥ることのないよう、加入者等の知識水準や学習意欲等を勘案し、内容、時間、提供方法等について十分配慮し、効果的な実施に努めること。

(2) 加入後の投資教育は、加入時に基本的な事項が習得できていない者に対する再教育の機会として、また、制度に対する関心が薄い者に対する関心の喚起のためにも極めて重要である。

加入者が実際に運用の指図を経験していることから、加入前の段階では理解が難しい金融商品の特徴や運用等についても運用の実績データ等を活用し、より実践的、効果的な知識の習得が期待される。

(3) 加入時及び加入後の投資教育については、それぞれ、上記のような目的、重要性を有するものであり、その性格の相違に留意し、実施に当たっての目的を明確にし、加入後の教育を含めた計画的な実施に努めること。

第5の1の見出し中「算定方法」を「算定方法等」に改め、「いうこと。」の次に次のように加える。

なお、厚生年金基金等から企業型年金への資産の移換にあたり、加入員等が、当該加入員等が負担した掛金等を原資とする部分の移換に同意しない場合にあつては、当該部分を除いた資産を移換するものとする。

ただし、確定給付企業年金又は適格退職年金の加入者等が負担した掛金を原資とする部分を移換する場合にあつては、確定給付企業年金又は適格退職年金の本人拠出相当額

は拠出時に課税、給付時に非課税の取扱いとなっているが、企業型年金へ資産を移換した場合にあっては、給付時に課税されることとなることを当該加入者等に十分説明したうえで同意を取る必要があること。

第6の次に次のように加える。

第7 企業型年金の加入者の資格を喪失した者に係る脱退一時金の支給の請求に関する事項

企業型年金を実施する事業主は、厚生年金基金等からの資産移換又は脱退一時金相当額等の移換が見込まれる加入者が、当該資産の移換前に資格喪失した場合には、当該資格喪失者に対して、確定拠出年金制度が老後のための年金制度であることに鑑み、脱退一時金の支給を請求せずに、移換が見込まれる資産と合わせて引き続き個人別管理資産を運用することが望ましいことを十分説明すること。